

#### 4 - 3 . 営業

##### 4-3-1 仮店舗の補償は、どのようなときに認定するのか

###### 【答】

構内移転の場合に想定される仮店舗の補償については、仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められるときで、次の要件に該当しなければなりません。

ア 銀行、郵便局等公益性の強い事業で、その営業活動を休止させることが社会的にみて妥当でないとき

イ 仮営業所を設置するのに適当な場所が存すると見込まれ、かつ、仮店舗の補償額が営業休止補償額相当額以下であるとき

ウ 緊急に施行を要する工事等のため、仮移転をさせる必要がおるときとなります。仮営業所の設置の費用は、営業を継続するために通常必要とする規模及び設備を有する仮営業所を設置するために要する費用で、次のうちから業種、建物規模、地域の状況等により通常妥当なものとして認定した方法に従い、仮住居等の使用に要する費用に準じて算定する費用となります。

ただし、営業所の部分と住居の部分とを分離できないときは当該住居の部分を設置するために要する費用も含めることができます。

ア 仮設組立建物等の資材をリースする方法

イ 建物等を借家する方法

ウ 仮設建物等を建築する方法

(補償基準第48条第2項、運用方針第33第2項)